

## 年収の壁対策として

労働者1人につき最大50万円助成します！

## 年収の壁対策の取組を行うことで、

**労働者**にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！**事業主**の皆様においては、**人手不足の解消**に！

キャリアアップ助成金



出典：政府広報オンライン（https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html）

## キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

## (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当等)	<b>1年目 20万円</b> (注)
② 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当等)他	<b>2年目 20万円</b> (注)
③ 賃金を <b>18%以上増額</b> (労働時間延長による手取り増も含む)	<b>3年目 10万円</b>

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

## (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※(2)4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可(併用メニュー)。  
(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

## ◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当(標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

※令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

## 【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 【手続き】

- 助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。  
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで(令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- 取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください(流れは裏面ご参照)。

## 対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定(賃金テーブル等)を増額改定する場合、キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)を併用することもできます。

&lt;例&gt;パート従業員全員(40人)の時給を5%UP(例:1,000円→1,050円)させる場合

- 新たに社会保険に加入するパート従業員  
うち、労働時間を延長できる  
うち、労働時間の延長が難しい
  - 既に社会保険に加入しているパート従業員
- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 8人  | ▶3時間延長+5%賃上げ▶労働時間延長メニュー |
| 3人  | ▶5%賃上げ                  |
| 5人  | ▶賃金規定等改定コース             |
| 32人 | ▶5%賃上げ                  |

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

## 【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

